

平成25年12月19日12月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（26名）

1番 吉岡 広小路	2番 須山 敏夫	3番 小池 拓司
4番 鈴木 深由希	5番 澤井 信秀	6番 齊木 亨
7番 桑田 典章	8番 山村 恵美子	9番 穴戸 稔
10番 保実 治	11番 池田 徹	12番 新家 良和
13番 福岡 誠志	14番 岡田 美津子	15番 杉原 利明
16番 亀井 源吉	17番 伊達 英昭	18番 國岡 富郎
19番 大森 俊和	20番 竹原 孝剛	21番 平岡 誠
22番 小田 伸次	23番 林 千祐	24番 久保井 昭則
25番 助木 達夫	26番 沖原 賢治	

2 欠席議員は次のとおりである

なし

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市長 増田 和俊	副市長 高岡 雅樹
副市長 津森 貴行	総務部長 元 廣修
特命プロジェクト 推進部長 堂本 昌二	財務部長 福永 清三
地域振興部長 藤井 啓介	産業部長兼 農業委員会 事務局長 上岡 譲二
福祉保健部長 森田 和利	子育て支援部長 瀧 奥恵
教育長 児玉 一基	教育次長 白石 欣也
建設部長 花本 英蔵	水道局長 坂本 高宏
総合窓口 センター部長 部谷 義登	市民病院部 事務部長 山本 直樹
君田支所長 平岡 淳	布野支所長 反田 博美
作木支所長 瀧 奥 祥二郎	吉舎支所長 木屋 繁広
三良坂支所長 片岡 法生	三和支所長 細美 好宏
甲奴支所長 内藤 かすみ	企業誘致課長 森本 純
選挙管理委員会 事務局長 上野 哲之	監査事務局長 伊川 文雄

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事務局長 大倉 克文	次長 吉川 一也
議事係長 中村 静明	政務調査係長 明賀 克博
政務調査主任 瀧 熊 圭治	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1	議案第97号 議案第99号 議案第101号 議案第102号 議案第109号 陳情第 5 号 陳情第 6 号	(総務常任委員長報告 7 件) 三次市民ホール設置及び管理条例 (案) (原案可決) 三次市災害対策基金条例 (案) (原案可決) 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の公布等に伴う関係条例の整備等に関する条例 (案) (原案可決) 指定管理者の指定について (原案可決) 財産の取得について (原案可決) T P P 断固反対を求める意見書の提出について (採択) 軽減税率適用等消費増税に向けた生活支援策に関する意見書の提出について (採択)
第 2	議案第98号 請願第 2 号	(教育民生常任委員長報告 2 件) 三次市休日夜間急患センター設置及び管理条例 (案) (原案可決) 山代巴資料の保管・活用について (採択)
第 3	議案第100号	(産業建設常任委員長報告 1 件) 三次市農業委員会の選挙による委員の定数条例 (案) (原案可決)
第 4	議案第103号 議案第104号 議案第105号 議案第106号 議案第107号 議案第108号	(予算決算常任委員長報告 6 件) 平成25年度三次市一般会計補正予算 (第 6 号) (案) (原案可決) 平成25年度三次市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) (案) (原案可決) 平成25年度三次市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) (案) (原案可決) 平成25年度三次市下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) (案) (原案可決) 平成25年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号) (案) (原案可決) 平成25年度三次市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) (案) (原案可決)

日程番号	議案番号	件名
第 5	議案第110号	人権擁護委員の候補者の推薦について（異議なし）
第 6	議案第111号	三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについて（同意）
第 7	発議第13号	地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正を求める意見書（案）（原案可決）
第 8	発議第14号	夜勤改善と大幅増員で安全・安心の医療・介護を求める意見書（案）（原案可決）
第 9	発議第15号	保育制度の解体を許さず、保育の公的保障の拡充を求める意見書（案）（原案可決）
第10	発議第16号	オスプレイの配備撤回、低空飛行訓練の中止を求める意見書（案）（原案可決）
第11	発議第17号	高齢者用肺炎球菌ワクチン接種の公費による普及に関する意見書（案）（原案可決）
第12	発議第18号	環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉参加に関する意見書（案）（原案可決）
第13	発議第19号	軽減税率適用等消費増税に向けた生活支援策に関する意見書（案）（原案可決）
第14	発議第20号	「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書（案）（原案否決）

日程番号	議案番号	件名
第15		(閉会中継続審査申出事件2件)
	陳情第4号	(総務常任委員会) 公契約条例制定を求めることについて
	陳情第2号	(教育民生常任委員会) 公的年金2.5%の削減に反対する意見書の提出について

平成25年12月三次市議会定例会議事日程（第6号）

（平成25年12月19日）

日程番号	議案番号	件名
第 1		（総務常任委員長報告7件）
	議 97	三次市民ホール設置及び管理条例（案）…………… 297
	議 99	三次市災害対策基金条例（案）…………… 297
	議 101	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の公布等に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）…………… 297
	議 102	指定管理者の指定について…………… 297
	議 109	財産の取得について…………… 297
	陳 5 陳 6	T P P断固反対を求める意見書の提出について…………… 297 軽減税率適用等消費増税に向けた生活支援策に関する意見書の提出について…………… 297
第 2		（教育民生常任委員長報告2件）
	議 98 請 2	三次市休日夜間急患センター設置及び管理条例（案）…………… 299 山代巴資料の保管・活用について…………… 299
第 3		（産業建設常任委員長報告1件）
	議 100	三次市農業委員会の選挙による委員の定数条例（案）…………… 301
第 4		（予算決算常任委員長報告6件）
	議 103	平成25年度三次市一般会計補正予算（第6号）（案）…………… 302
	議 104	平成25年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）…………… 302
	議 105	平成25年度三次市介護保険特別会計補正予算（第2号）（案）…………… 302
	議 106	平成25年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）…………… 302
	議 107	平成25年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）…………… 302

日程番号	議案番号	件名	
第 4	議 108	平成25年度三次市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号） （案）	302
第 5	議 110	人権擁護委員の候補者の推薦について	303
第 6	議 111	三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについて	303
第 7	発 13	地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正を求める意見書（案）	304
第 8	発 14	夜勤改善と大幅増員で安全・安心の医療・介護を求める意見書（案）	306
第 9	発 15	保育制度の解体を許さず、保育の公的保障の拡充を求める意見書（案）	309
第10	発 16	オスプレイの配備撤回、低空飛行訓練の中止を求める意見書（案）	312
第11	発 17	高齢者用肺炎球菌ワクチン接種の公費による普及に関する意見書（案）	315
第12	発 18	環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉参加に関する意見書（案）	317
第13	発 19	軽減税率適用等消費増税に向けた生活支援策に関する意見書（案）	319
第14	発 20	「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書（案）	320

日程番号	議案番号	件名
第15		(閉会中継続審査申出事件2件) ..... 327
		(総務常任委員会)
	陳 4	公契約条例制定を求めることについて..... 327
	陳 2	(教育民生常任委員会) 公的年金2.5%の削減に反対する意見書の提出について..... 327



~~~~~ ○ ~~~~~

——開議 午前10時 0分——

○議長（沖原賢治君） 皆さんおはようございます。

本日は12月定例会最終日であります。

各委員会審査の報告と採決及び追加議案等の審議を行います。

ただいまの出席議員数は26名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、林議員及び久保井議員を指名をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 総務常任委員長報告7件

議案第 97号 三次市民ホール設置及び管理条例（案）

議案第 99号 三次市災害対策基金条例（案）

議案第101号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の公布等に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）

議案第102号 指定管理者の指定について

議案第109号 財産の取得について

陳情第 5号 TPP断固反対を求める意見書の提出について

陳情第 6号 軽減税率適用等消費増税に向けた生活支援策に関する意見書の提出について

○議長（沖原賢治君） 日程第1、議案第97号三次市民ホール設置及び管理条例（案）外4議案及び陳情2件を一括議題といたします。

議案5件及び陳情2件について、総務常任委員長の報告を求めます。

（総務常任委員長 亀井源吉君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 亀井総務常任委員長。

〔総務常任委員長 亀井源吉君 登壇〕

○総務常任委員長（亀井源吉君） 皆さんおはようございます。

今期定例会において総務常任委員会に審査付託となりました議案5及び陳情2件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る12月13日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第101号社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の公布等に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）については、審査の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

次に、議案第97号三次市民ホール設置及び管理条例（案）外議案3件については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

次に、陳情第5号T P P断固反対を求める意見書の提出について及び陳情第6号軽減税率適用等消費増税に向けた生活支援策に関する意見書の提出については、審査の結果、願意妥当と認め、全員一致をもって採択してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第97号については、指定管理者は管理運営上専門的な知識を有している団体が望ましいと考える。選定に当たっては、専門的な知識を有した団体を広く公募することとし、透明性の確保の観点からも、市民に選定理由がわかるようにされたい。また、運営に当たっては、利用収入の不足により経営に悪影響を及ぼすことのないよう、適正な計画を立て、芸術、文化の振興と文化活動の発信やにぎわいの創出の場となるように努められたい。

次に、議案第99号三次市災害対策基金条例（案）については、基金積み立て自体を否定するものではないが、職員給与の削減額を基金へ積み立てることの整合性について、説明と理解が十分なものにされたい。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（沖原賢治君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

これより討論を願います。

討論は、反対討論、賛成討論を交互にお願いをいたします。

まず、反対の討論を願います。

（2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 須山議員。

○2番（須山敏夫君） 私は、ただいま報告のありました総務常任委員長報告のうち、議案第101号に対する反対討論を行います。

本条例案は、来年4月から消費税の税率が5%から8%に引き上げられることに伴って、三次市行政財産使用料や上下水道料金等に係る消費税率を同様に引き上げようとする条例案であります。

国による消費税率引き上げの決定に対しては、中小業者や労働者など、多くの国民から反対や中止を求める声が上がっております。消費税率の引き上げは景気をさらに悪化させることは、5兆円にも上る政府の景気対策を見ても明らかであり、日本経済をさらに危機的な状況に陥れるものと言わざるを得ません。このような、道理もない、国民に大きな負担を押しつける消費税率の引き上げを機械的に受け入れるような本条例案は、地域経済にとっても大きな影響を及ぼすものと考えます。市は、市民生活への影響を最小限にすることを考慮するとしておりますが、上下水道等は毎日の生活に欠かせないものであり、影響は決して少なくないものと考えます。市は、税率引き上げによる増税分を、事業会計等も含め約4,300万円と試算していると説

明をされましたけれども、一般会計や各事業会計から補填することが可能な金額であると考えます。よって市民生活を守るためにも、国の税率引き上げに機械的に従うような条例案に反対するものであります。

以上です。

○議長（沖原賢治君） 次に、賛成討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） これをもって討論を終わります。

これより議案第97号外4議案及び陳情2件を採決いたします。

初めに、反対討論のありました議案第101号社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の公布等に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）を採決いたします。

本案は、反対討論がありましたので、起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（沖原賢治君） 起立多数であります。

よって議案第101号社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の公布等に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第101号を除く議案第97号外3議案及び陳情2件を一括採決をいたします。

議案4件に対する委員長の報告は可決であります。

陳情2件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。

議案第97号外3議案及び陳情2件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第97号外3議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第5号T P P断固反対を求める意見書の提出について及び陳情第6号軽減税率適用等消費増税に向けた生活支援策に関する意見書の提出については、委員長の報告のとおり採択と決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 教育民生常任委員長報告2件

議案第98号 三次市休日夜間急患センター設置及び管理条例（案）

請願第2号 山代巴資料の保管・活用について

○議長（沖原賢治君） 日程第2、議案第98号三次市休日夜間急患センター設置及び管理条例（案）及び請願1件を一括議題といたします。

議案 1 件及び請願 1 件について、教育民生常任委員長の報告を求めます。

(教育民生常任委員長 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 宍戸教育民生常任委員長。

[教育民生常任委員長 宍戸 稔君 登壇]

○教育民生常任委員長(宍戸 稔君) おはようございます。

今期定例会において教育民生常任委員会に審査付託となりました議案 1 件及び請願 1 件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る12月13日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、請願第 2 号については現地調査及び請願提出者からの請願内容の聞き取りを行い、慎重に審査いたしました。

議案第98号三次市休日夜間急患センター設置及び管理条例(案)については、審査の結果、全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第98号については、この事業の目的である初期救急医療体制整備及び2次救急医療体制との連携を丁寧にわかりやすく周知徹底を図るとともに、市立三次中央病院における休日夜間診療の軽減目標を明確にし、事業を実施されたい。また、従事する医師や看護師などが過重労働にならない適切な人員配置を行われたい。

次に、請願第 2 号山代巴資料の保管・活用については、劣化が進む資料の保管状況の改善を図ること、また資料の活用については、三次市内に所蔵されている貴重な文化、文芸資料を十分に活用し、文化教育や文化の振興を展開する必要があると判断し、願意妥当と認め、全員一致をもって採決してよいものと決しました。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見について、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長(沖原賢治君) ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 質疑なしと認めます。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 討論なしと認めます。

これより議案第98号及び請願第 2 号を採決いたします。

議案 1 件に対する委員長の報告は可決であります。

請願 1 件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。

議案第98号及び請願第 2 号は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 御異議なしと認めます。

よって議案第98号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第2号山代巴資料の保管・活用については委員長の報告のとおり採択と決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 産業建設常任委員長報告1件

#### 議案第100号 三次市農業委員会の選挙による委員の定数条例（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第3、議案第100号三次市農業委員会の選挙による委員の定数条例（案）を議題といたします。

議案1件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

（産業建設常任委員長 小田伸次君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 小田産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 小田伸次君 登壇〕

○産業建設常任委員長（小田伸次君） 皆さんおはようございます。

産業建設常任委員長報告を行います。

今期定例会において産業建設常任委員会に審査付託となりました議案1件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る12月16日に委員会を開催し、担当事務局長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第100号三次市農業委員会の選挙による委員の定数条例（案）については、審査の結果、全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられました指摘及び意見について、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（沖原賢治君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。

これより議案第100号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第100号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 予算決算常任委員長報告6件

議案第103号 平成25年度三次市一般会計補正予算(第6号)(案)

議案第104号 平成25年度三次市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)  
(案)

議案第105号 平成25年度三次市介護保険特別会計補正予算(第2号)  
(案)

議案第106号 平成25年度三次市下水道事業特別会計補正予算(第2号)  
(案)

議案第107号 平成25年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)(案)

議案第108号 平成25年度三次市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)  
(案)

○議長(沖原賢治君) 日程第4、議案第103号平成25年度三次市一般会計補正予算(第6号)(案)外5議案を一括議題といたします。

議案6件について、予算決算常任委員長の報告を求めます。

(予算決算常任委員長 國岡富郎君、挙手して発言を求め)

○議長(沖原賢治君) 國岡予算決算常任委員長。

[予算決算常任委員長 國岡富郎君 登壇]

○予算決算常任委員長(國岡富郎君) おはようございます。

予算決算常任委員長報告を行います。

今期定例会において予算決算常任委員会に審査付託となりました議案6件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会は、去る12月17日に委員会を開催し、担当部局長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第103号平成25年度三次市一般会計補正予算(第6号)(案)外議案5件については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長(沖原賢治君) ただいまの委員長報告に対する質疑は、予算決算常任委員会において既に行われていますので、省略したいと思います。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 討論なしと認めます。

これより議案第103号外5議案を採決いたします。

議案6件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第103号外5議案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 御異議なしと認めます。

よって議案第103号平成25年度三次市一般会計補正予算(第6号)(案)外5議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第110号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長(沖原賢治君) 日程第5、議案第110号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 高岡副市長。

[副市長 高岡雅樹君 登壇]

○副市長(高岡雅樹君) ただいま御上程になりました議案第110号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第110号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、三次市の区域における人権擁護委員の小原義識氏の任期が平成26年3月31日をもって満了することに伴い、同氏を引き続き同委員として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により市議会の意見を求めようとするものであります。

なお、委員の任期は3年となっております。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(沖原賢治君) 本案は、先例により質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 御異議なしと認めます。

よって議案第110号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第111号 三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについて

○議長(沖原賢治君) 日程第6、議案第111号三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 高岡副市長。

[副市長 高岡雅樹君 登壇]

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第111号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第111号三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、三次市公益通報審査会委員の前田剛志氏の任期が平成25年12月20日をもって満了することに伴い、同氏を引き続き同委員に委嘱することについて、三次市における法令遵守の推進等に関する条例第5条第3項の規定により市議会の同意を求めようとするものであります。

なお、委員の任期は2年となっております。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 本案は、先例により質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第111号は同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 発議第13号 地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正を求める意見書（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第7、発議第13号地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（25番 助木達夫君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 助木議員。

〔25番 助木達夫君 登壇〕

○25番（助木達夫君） 皆さんおはようございます。

ただいま御上程となりました発議第13号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、平岡誠議員、林千祐議員、國岡富郎議員、福岡誠志議員、亀井源吉議員、須山敏夫議員、山村恵美子議員、桑田典章議員と私助木達夫でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

発議第13号

地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正を求める意見書（案）

自治体の臨時・非常勤職員は、いまや3人に1人となり、全国では約70万人にも上る。それらの職員の多くは、年収が約200万以下であるため官製ワーキングプアとも言われ、雇止めに不安を感じながら日々の業務にあたっている。

臨時・非常勤職員の職種は、行政事務職のほか保育士、学童指導員、学校給食調理員、看護師、各種相談員、図書館職員、公民館職員、学校教育など多岐にわたる。その多くの職員が、恒常的業務に就いており地方自治体は臨時・非常勤職員の労働を無くして一日たりとも回らない。

しかし、法を遵守する立場にある自治体の臨時・非常勤職員にはパート労働法、労働契約法などが適用されないなど待遇や雇用について保護する制度が整備されておらず、民間労働法制と地方公務員制度の狭間で、法の谷間におかれた存在となっている。

このため、パート労働法や改正労働契約法の趣旨を踏まえ、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定に関する法整備を図ることが重要課題となっている。

労働者をめぐる情勢は官民間わず、不安定雇用と低賃金の非正規労働者が増大することによって格差社会が増大し、地域経済に大きな影響を与えている。

ついては、行政サービスの質の確保と、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定の観点、そして持続可能な経済社会に向けて次のことが措置されるよう強く要望する。

- 1 非常勤職員に期末手当や退職手当の支給を認めていない地方自治法を改正すること。
- 2 均等・均衡待遇を求めているパート労働法の趣旨を、臨時・非常勤職員に適用させる法整備を図ること。
- 3 臨時・非常勤職員の処遇改善、雇用安定を図るため、任期の定めのない短時間勤務職員制度の導入について検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年（2013年）12月19日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。  
討論願います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。  
これより発議第13号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 御異議なしと認めます。

よって発議第13号地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正を求める意見書(案)は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 発議第14号 夜勤改善と大幅増員で安全・安心の医療・介護を求める意見書(案)

○議長(沖原賢治君) 日程第8、発議第14号夜勤改善と大幅増員で安全・安心の医療・介護を求める意見書(案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(19番 大森俊和君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 大森議員。

[19番 大森俊和君 登壇]

○19番(大森俊和君) おはようございます。

ただいま御上程となりました発議第14号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、平岡誠議員、助木達夫議員、伊達英昭議員、宍戸稔議員、澤井信秀議員、山村恵美子議員と私大森俊和でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

発議第14号

夜勤改善と大幅増員で安全・安心の医療・介護を求める意見書(案)

東日本大震災では、「医療崩壊」「介護崩壊」の実情が改めて明らかになり、その中で医師看護師、介護職員など医療・福祉労働者の人手不足も浮き彫りになった。

厚生労働省が2011年6月17日に出した「看護師等の『雇用の質』の向上のための取り組みについての通知」では、「看護師等の勤務環境の改善なくして、持続可能な医療提供体制や医療安全の確保は望めない。夜勤・交替制労働者等の勤務環境改善は、喫緊の課題」としている。安全・安心の医療・介護のためには、看護師などの夜勤・交替制労働者、医療・介護従事者の大幅増員が迫られており、そのためには勤務環境の改善を進める必要があることをあらためて確認したものである。

広島県議会では、平成19年12月18日に、国に対し「医師・看護職員の増員等を求める意見書」を提出されたが、残念ながら看護職員では、県内でも平成24年末で「5,748名の供給不足」(充足率86.5パーセント。県第七次需給見通しによる)となっており、困難を克服するような変化につながっていない。

看護師など夜勤交替制労働者の労働条件を抜本的に改善し、人手を大幅に増やして、安全・安心の医療・介護を実現することが大切になっている。医療・社会保障予算を先進国並みに増やし、国民が安心して暮らしていける制度が求められている。

安全・安心の医療・介護実現のための看護師等の大幅増員・夜勤改善を図る対策を講じられるよう、次の事項について要望する。

- 1 看護師など夜勤交替制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内とし、勤務間隔を12時間以上とすること。
- 2 医療・社会保障予算を増やし、医師・看護師・介護職員などを大幅に増やすこと。
- 3 国民（患者・利用者）の自己負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年（2013年）12月19日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論を交互にお願いをします。

まず、反対の討論を許します。

（24番 久保井昭則君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 久保井議員。

○24番（久保井昭則君） ただいま上程されました発議第14号夜勤改善と大幅増員で安全・安心の医療・介護を求める意見書（案）に対して、反対の立場で述べさせていただきます。

言うまでもなく、国民全てが安全な医療の提供を受け、安心して老後を迎え、充実した介護が受けられるということは何にも増して大切なことではございます。一方で、少子・高齢化社会を迎え、我が国の医療・保健・福祉、介護という社会保障の改革は喫緊の課題であり、直ちに取り組まなければならない問題であると認識をしております。恒常的な財政赤字を抱える政府にあって、その財源や将来の負担も考えず、医療や社会保障に係る予算だけをふやしていくだけの対応では、極めて無責任であると言わざるを得ません。来年の4月には消費税が5%から8%、そして近い将来に10%になるわけでございますが、この消費税のアップ分は全て社会保障の財源になることも法律に明記されております。私たち国民は、社会保険の充実、予算増ということとともに、みずからの負担もふえていくことも理解をしていかなければならないと考えます。我が国の現状を見たときに、看護師の夜勤交代労働者の労働時間を短縮したりすることは、ますますマンパワーの不足となり、特に中山間地域の人材がたちまち不足する事

態となるわけでございます。

よって国民の負担を減らし、社会保障予算のみ増額することが、いかに国民として無責任ではないかと私は考えます。国全体で、今後の社会保障制度を財源を含めて根本的に抜本的に見直すべきであるということを強く主張し、今回の安易な矛盾した意見書には反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（沖原賢治君） 次に、賛成の討論を許します。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 竹原議員。

○20番（竹原孝剛君） 私は、発議第14号夜勤改善と大幅増員で安全・安心の医療・介護を求める意見書（案）に賛成の立場で討論に参加をしたいと思っております。

中山間地域で医療を支える多くの地方自治体病院では、財政問題ではなく、医師や看護師など医療スタッフの確保が難しく、病院経営に支障を来しています。また、機能分化と称して統廃合や規模縮小など、地域医療の存続すら危機にさらされております。人員確保については、特に看護師不足が深刻で、職場環境の悪化が過重労働につながっています。離職者も増加し、一層看護師不足が起こるといふ悪循環に陥っている状況であります。

全国でも、看護師を初め医療スタッフが不足をしている現状であります。これをは市民、国民が受ける医療サービスの質に直結する大きな問題であります。国は、地域医療を守る責任があり、医療サービスの質を高めるという努力を行わなくてはなりません。軍事費一辺倒の国の予算ではいけません。社会保障充実のための、国民のための予算が構築をされなくてはなりません。地域医療の構築に働きがいある医療、介護職場の確立に全力で国は取り組まなくてはならないのであります。

特に、看護職場では、200万人体制という目標を持っておられます。しかし、現在2010年では95万3,000人という看護師の人員であります。看護師不足から、国外の看護師をインドネシアから33人、フィリピンから13人来ていただいているという状況であります。こういう中で、看護師の増員というのは喫緊の課題であり、早急に取り組むべきであります。

三次市中央病院では、休日、夜間診療の軽減目標を掲げて、夜間急患センターの設置を求めるなど、医療職場の労働環境の整備に努めているところであります。さらに、県議会においても、医師、看護師の増員の決議もされ、国を挙げて、地域を挙げてこの取り組みがされております。

また、介護職においては、高度な知識、技術、高い倫理が求められている職場であります、働く環境が低賃金、過重労働であることから、求人を行っても応募がないという現状があります。こういう状況を打破するためには、やはり介護職、医療職の労働環境の整備が必要であります。安心・安全な地域づくりをするためにも、国は早急にこの取り組み対策を行うべきであります。

以上、賛成討論といたします。

○議長（沖原賢治君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） これをもって討論を終わります。

本案は、反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

本意見書案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖原賢治君） 起立多数であります。

よって発議第14号夜勤改善と大幅増員で安全・安心の医療・介護を求める意見書（案）は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 発議第15号 保育制度の解体を許さず、保育の公的保障の拡充を求める意見書（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第9、発議第15号保育制度の解体を許さず、保育の公的保障の拡充を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（19番 大森俊和君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 大森議員。

〔19番 大森俊和君 登壇〕

○19番（大森俊和君） ただいま御上程となりました発議第15号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、平岡誠議員、助木達夫議員、伊達英昭議員、宍戸稔議員、澤井信秀議員、山村恵美子議員、私大森俊和でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

発議第15号

保育制度の解体を許さず、保育の公的保障の拡充を求める意見書（案）

現行の公的保育制度は、国と自治体の公的責任、最低基準の遵守、公費による財源確保を基本に、児童福祉法第24条に基づき、子どもの保育を受ける権利を保障してきた。しかし政府は2015年4月の「子ども子育て支援新制度」（以下、新制度）施行によって、公的保育制度を大幅に変更する姿勢を強めている。

新制度は、直接契約、利用補助の仕組みを柱とし、従来の公的責任を大きく後退させ、施設の基準、保育料などに格差を設けるとされている。市町村においても、入所の新たな利用調整施設型給付・地域型保育給付などの多種類の給付額、人数の変動など、膨大な事務が予想される。

「子育て支援」が国民的な要求課題となる中、都市部では待機児童問題が切実な社会問題となり、人口減少地域でも、保育の場の確保をはじめ、保育・子育て支援施設も十分とは言えず保育士不足も深刻である。

多くの保護者は、市町村が児童福祉法第24条第1項に基づく公的責任を負う認可保育所の拡充で、これらの課題を解決することを求めているが、政府は、2015年4月施行を前提に新制度の実施に前のめりになっている。しかし、制度設計も固まらず、詳細も明らかにされないままであり、制度導入まで時間がない中、保育関係者や自治体から疑問や不安が出されている。

以上の理由から、次の事項について要望する。

- 1 保育制度は、子どもの権利保障を最優先し、拙速な変更を避けるとともに、児童福祉法第24条第1項に基づく公的保育と認可保育所を基本とすること。
- 2 子ども・子育て支援新制度（新制度）については、保育関係者や利用者に説明を尽くし、その意見も踏まえ、子どもたちの権利を保障する公的保育を柱に検討すること。
- 3 希望するすべての子どもが保育所に入所でき、待機児童が解消されるよう、国の責任で緊急保育所整備計画を立て、必要な予算措置を行う認可保育所整備を進めること。
- 4 保育・学童保育・子育て支援施設の拡充のために子ども・子育て関連予算を大幅に増やし国が定める「児童福祉施設の整備及び運営に関する基準（最低基準）」の抜本的な改善、職員処遇の改善、保育料の引き下げを実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年（2013年）12月19日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論を交互にお願いをいたします。

まず、反対の討論を許します。

（14番 岡田美津子君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 岡田議員。

○14番（岡田美津子君） 私は、発議第15号保育制度の解体を許さず、保育の公的保障の拡充を求める意見書（案）に対して、反対の立場で討論いたします。

日本の社会状況も変化し、働く女性がふえ、共働き世帯が急増しております。そのような状況の中、大都市などでは待機児童の解消や質の高い保育が喫緊の課題となっております。社会保障と税の一体改革の中では、より子どもを産み、育てやすい環境づくりが進められておりま

す。その中での小規模保育所の検討に当たりましては、大都市の待機児童対策、また児童の人口減少地域の保育基盤の維持など、地域の実情に応じた多様な目的に活用できることが必要であり、多様な主体が多様なスペースを活用して、質の高い保育を提供できることも求められております。

都市部などでは、認可保育所といっても、敷地面積や保育士の数など項目が満たせない状況が多々あります。そこで、小規模保育として認可保育所と同レベルの保育所をつくり、対応しようとしているのが現状です。

また、待機児童の大半が3歳未満の子どもであることも踏まえて、公的保育、認可保育所に加えて、こうした小規模保育所や家庭的保育等の量的拡大もあわせて、待機児童の解消を図っていくこととされております。

また、この意見書の項目の4におきましては、趣旨には賛同するものの、社会保障と税の一体改革では、子ども・子育ての予算に対しましても、消費税で得た収入の一部を財源とし、少子化対策の拡充に充てるとされております。

また、保育士の処遇の改善についても検討されておりますし、保育料の引き下げに対しましても、既に幼児教育の無償化に向けて、広く国民の意見を聞きながら、本格的な協議も始まっております。

この新しい保育制度は、この意見書に書かれているような保育制度の解体ではなく、ワーク・ライフ・バランスの実現や働きやすい社会、真に子どもの幸福に資するための必要な制度であると考えております。よってこの意見書を国に提出することには反対とさせていただきます。

○議長（沖原賢治君） 賛成の討論を願います。

（8番 山村恵美子君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 山村議員。

○8番（山村恵美子君） 私は、発議第15号保育制度の解体を許さず、保育の公的保障の拡充を求める意見書（案）につきまして、賛成討論を行います。

2015年4月に施行される子ども・子育て支援新制度におきましては、子どもの最善の利益を考慮し、幼児期の学校教育、保育のさらなる充実、向上を図るとともに、全ての子どもが尊重され、その育ちをひとしく確実に保障するためのものであるとされてはおりますけれども、いまだ新システムの抱える問題点では払拭されておらず、かえって子どもの権利が侵害されることになりかねない制度でもあります。新しい制度の内容が、真の意味で全ての子どもが尊重され、その育ちがひとしく確実に保障されるものになりますよう、この制度の不備を正すために、児童福祉法24条第1項に基づく公的保育と認可保育所を基本とすること。また、保護者、関係者への説明責任を果たし、公的保育を柱に検討すること。認可保育所を整備、拡充すること。子育て関連予算を大幅にふやし、施設職員処遇の改善、保育料の引き下げの実施を強く要望いたします。賛成討論といたします。

○議長（沖原賢治君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） これをもって討論を終わります。

本案は、反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

本意見書案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖原賢治君） 起立多数であります。

よって発議第15号保育制度の解体を許さず、保育の公的保障の拡充を求める意見書（案）は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 発議第16号 オスプレイの配備撤回、低空飛行訓練の中止を求める意見書（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第10、発議第16号オスプレイの配備撤回、低空飛行訓練の中止を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（19番 大森俊和君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 大森議員。

〔19番 大森俊和君 登壇〕

○19番（大森俊和君） ただいま御上程となりました発議第16号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、平岡誠議員、助木達夫議員、伊達英昭議員、宍戸稔議員、澤井信秀議員、山村恵美子議員と私大森俊和でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

発議第16号

オスプレイの配備撤回、低空飛行訓練の中止を求める意見書（案）

沖縄県民の強い反対を無視して普天間基地にオスプレイが配備されてから2013年10月で1年が過ぎた。この1年間、沖縄では、日米政府合意に違反して、学校や病院、人口密集地上空などを我がもの顔で無謀な訓練が繰り返され、深刻な被害を広げている。

さらに10月16日、滋賀県あいば野演習場での日米合同訓練を皮切りに、米軍オスプレイの本土訓練が開始された。そこで行われた米軍のオスプレイに自衛隊と米海兵隊が搭乗し、敵陣地後方に輸送する（ヘリボーン）訓練は、海外で米軍と自衛隊が一体となった侵攻作戦を想定したもので、憲法9条が禁じる「集団的自衛権行使」の先取りと危惧される。日本政府は、オスプレイは日本を守る「抑止力」であり、日本本土での訓練は沖縄の負担軽減と言っている。敵地への侵入と兵員や武器の輸送を主な機能とするオスプレイは、文字通り侵攻・攻撃のための軍用機であり、日本防衛とは全く無関係である。

米軍機オスプレイは、開発途中から事故が多発し、構造上の欠陥からも、最も危険な軍用機と言われている。日本国内での運用や訓練が深刻な事故を引き起こすことを危惧せざるを得ない。

極東最大と言われる米軍岩国基地の拡張に連動し、今後、オスプレイの本土での訓練が米軍岩国基地を中心に行われ、広島県も含めて全国に拡大されることを私たちは心から懸念している。

以上の趣旨から、住民の命と安全を守るため、次の事項について要望する。

- 1 オスプレイの訓練を全国に拡大することをやめ、更にオスプレイの配備を撤回すること。
- 2 米軍機の低空飛行訓練を中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年（2013年）12月19日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論を交互にお願いをいたします。

まず、反対の討論を許します。

（15番 杉原利明君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 杉原議員。

○15番（杉原利明君） 発議第16号の討論に参加させていただきます。

根拠もなくオスプレイだけが危険なのだと主張し、国民の不安をあおり、扇動することをやめたマスコミと来年度より自衛隊へのオスプレイ導入を決めた安倍政権に一定の評価を申し上げ、反対討論を始めさせていただきます。

本意見書でも理解を示していただいたとおり、オスプレイ配備をめぐる真の問題点は、国防におけるオスプレイ及び自衛隊、米海兵隊の必要性であります。尖閣や竹島、それらに附属する資源をめぐって、隣国との緊張が高まっているのは周知の事実でありました。さらに現在、中国においては、海洋進出だけでなく、我が国固有の領土を飲み込む形で一方的な防空識別圏の設定など、力による現状変更の試みは想像を超えています。

また、北朝鮮の核ミサイル開発の最近の暴走を見る限り、深刻に考えるべきは明らかです。

また、韓国の執拗なまでの反日外交も目に余るものがあり、この1年だけでも、もはや特亜三国には世界の常識は通用しないと思わなければ、国家、国民の安全保障政策は成り立たないまでに状況は変化しています。

専守防衛を任務としてきた自衛隊にその任務を遂行する装備と能力があるのか。何も持たなければ本当に安全なのか。つけ込んでくるのが彼らではないのでしょうか。万一のときに、日米安保に基づいて、沖縄や離島の防衛、奪還を行う場合、CH46で間に合うのか。オスプレイが必要ではないのでしょうか。個別的自衛権だけで国民の生存を守り、国家の存立を全うできるのか。北朝鮮が核を発射してからでは遅いと思います。想定外では済まされません。抑止力となるよう、敵基地攻撃能力について、米軍と自衛隊の役割分担と行動範囲を決めた上で、訓練は必要なものではないのか。また、それらの発信基地はどこにあるべきなのか。

軍隊を持たない日本にとって、憲法は今のままでいいのか。現行憲法の解釈や日米安保条約の意義と中身について国民が真剣に考えるべきときが来ていると私は考えます。

また、戦力としてだけでなく、我が国では自然災害も多発しており、南海トラフによる大地震も想定される中で、災害時においても、現状配備されているCH46より2倍の速度で3倍の物資を積んで、5倍以上の距離を航続可能なオスプレイが、国民にとって全く要らないものなのか考えてください。国家の安全保障とは何か。国民の安全を保障するとはどういうことか。国益とは何か。再度、全議員の皆様にお考えいただき、何とぞ御賛同いただきますようお願いして、反対討論を終わります。

○議長（沖原賢治君） 次に、賛成の討論を許します。

（3番 小池拓司君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 小池議員。

○3番（小池拓司君） 私は、ただいま議題となっております発議第16号オスプレイの配備撤回、低空飛行訓練の中止を求める意見書（案）に賛成の立場で討論を行います。

そもそも、当三次市議会では、昨年9月の定例会で、新型輸送機オスプレイの配備テスト飛行に反対する意見書が提出され、意見書に対して賛成多数、反対1で可決をしております。

オスプレイは、試作段階からの今日の量産段階に至るまで重大な事故を繰り返しており、現行機も構造上の危険性が問われております。また、沖縄県民を初めとして多くの国民の意見を無視し、配備を強行した政治姿勢は、軍事的増強を周辺諸国に印象づけ、警戒心と不信感をあおっております。

これらのオスプレイの飛行訓練に対する結論は、三次市議会で既に結論が出ておりますが、今回の意見書では特に2点、全国拡大の中止と低空飛行訓練の中止について言及されております。

まず、低空飛行訓練といえば、三次市におきましても、北部の布野、作木、君田と、米軍機により低空飛行訓練が行われておりまして、作木では特に、パイロットが確認できるほどの超低空飛行訓練が確認されております。市民の不安の拡大の現状があります中で、ましてオスプレイは構造的にも問題が指摘されておりまして、沖縄県民が感じている騒音や不安、想像にかたたくないものでございます。

このような背景から、三次市民にとって低空飛行に対する問題は身近であり、今回の意見書に対して多くの市民の理解を得るところでございます。

またさらに、政府は、沖縄普天間基地のオスプレイについて、今後長崎と大分に訓練飛行を検討し、12機ほど配備する検討をしております。これに対して、移転にはアメリカの同意が必要であったり、移転先の反発も当然予想されることです。しかし、現在の状況、多くの国民の意見を無視し、配備する状況を考えますと、これも将来的には通り、さらに拡大を続けていきますと、この中国地方、広島県北に、その配備が検討されることも十分考えられます。

今後のオスプレイの身勝手な低空飛行訓練により、地域住民がその騒音や不安感、そして万が一の墜落事故に巻き込まれたりすることがないように、このたびのオスプレイの配備撤回、低空飛行訓練の中止を求める意見書に御賛同いただけることを期待し、賛成討論といたします。

○議長（沖原賢治君） ほかに討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） これをもって討論を終わります。

本案は、反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

本意見書案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖原賢治君） 起立多数であります。

よって発議第16号オスプレイの配備撤回、低空飛行訓練の中止を求める意見書（案）は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 発議第17号 高齢者用肺炎球菌ワクチン接種の公費による普及に関する意見書  
（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第11、発議第17号高齢者用肺炎球菌ワクチン接種の公費による普及に関する意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（12番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 新家議員。

〔12番 新家良和君 登壇〕

○12番（新家良和君） 皆さんおはようございます。

ただいま御上程となりました発議第17号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、竹原孝剛議員、伊達英昭議員、岡田美津子議員、宍戸稔議員、杉原利明議員、齊木亨議員、鈴木深由希議員と私新家良和でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

発議第17号

## 高齢者用肺炎球菌ワクチン接種の公費による普及に関する意見書（案）

厚生労働省による人口動態統計月報年計（概数）の概況では、昭和50年より肺炎による死亡数は上昇傾向にあり、平成23年の肺炎による死亡者数は上位第3位となり、全死亡者数の9.9パーセントを占める。

平成24年1月、株式会社ファイザーによる全国47都道府県9,400人を対象に行った意識調査では、肺炎による死亡率が上昇しているにも関わらず、肺炎を「死につながる重い病気」と考えている人は3割未満ということを明らかにしている。そのうち、約7割は肺炎に対して「抗生物質で治る」「安静にしていれば治る」といったイメージをもっているという。

高齢者は老化による生理機能低下のため、肺炎の典型的な臨床症状を欠くことが多く早期発見が難しくなる。また、高齢者は様々な基礎疾患を持つことが多く肺炎が重篤化しやすい。さらに老化による薬物代謝・排泄機能の低下によって治療薬の副反応が生じやすくなることや、誤嚥による口腔内の菌を下気道に吸引することによって肺炎を引き起こすため再発の可能性も高い。

そのため高齢になるほど死亡率が増加する傾向にあり、肺炎の死亡者のうち、65歳以上の高齢者が95パーセント以上となっている。

高齢者の肺炎球菌ワクチンである23価肺炎球菌ワクチンは平成25年における全国1,719市町村のうち約1,000市町村で公費助成が行われている（終了分も含む）。広島県では14市9町の中で14の市町がワクチンの公費負担を行っている。一方で、高齢化が顕著な広島県北においてはワクチンの公費負担を行っていない地域が多く、三次市も高齢者用の肺炎球菌ワクチン普及の必要性を認めているが財政的な課題から公費負担に至っていない。このように本来、ワクチンが必要である高齢者が多い地域ほど地方自治体の公費負担が大きくなるため、公費負担を行っていない地方自治体も多い。

23価肺炎球菌ワクチンは1度接種すれば5年以上効果が持続するとされ、肺炎球菌感染症の原因菌の80パーセント以上に効果があり、肺炎による死亡率を低下させるだけでなく高齢者の健康不安の解消や他の合併症による重篤化を防ぐことにつながり、医療費軽減にもつながる。副反応については、日本ではアナフィラキシーなどの強いものは報告されておらず、安全性の高いワクチンであるといえる。しかし接種後5年間以内における再接種では、接種部位の痛み赤み、腫れ等の副反応のリスクは高まる。そのため我が国では当ワクチンの再接種が禁忌とされていたが、平成20年10月にその規定が削除され再接種が認められており、高齢化が進行する社会の中では再接種における接種間隔を管理する必要がある。

また、インフルエンザシーズンにおいて肺炎の起炎菌の約55パーセントが肺炎球菌といわれており、既に定期接種化されているインフルエンザワクチンと肺炎球菌ワクチンを併用することにより、さらなる高齢者の肺炎による死亡、入院を減少させ医療費の抑制にもつながる。この場合、インフルエンザワクチンは1年毎に再接種を勧めるのに対し、23価肺炎球菌ワクチンは5年間の間隔で再接種を管理する必要があり、接種間隔の違いに留意する必要がある。

よって、次のことを要望する。

- 1 23価肺炎球菌ワクチンの接種率向上と接種意識の向上へ向けた啓発を図ること。
- 2 予防接種法の定期接種に位置付け、国が実施主体となり財源を確保すること。
- 3 インフルエンザワクチンとの併用を勧めること。
- 4 肺炎球菌ワクチンの接種間隔の管理方法の普及を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年（2013年）12月19日

三 次 市 議 会

以上であります、全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。

これより発議第17号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって発議第17号高齢者用肺炎球菌ワクチン接種の公費による普及に関する意見書（案）は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第12 発議第18号 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉参加に関する意見書（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第12、発議第18号環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉参加に関する意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（25番 助木達夫君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 助木議員。

〔25番 助木達夫君 登壇〕

○25番（助木達夫君） ただいま御上程となりました発議第18号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、平岡誠議員、林千祐議員、國岡富郎議員、福岡誠志議員、亀井源吉議員、須山敏夫議員、山村恵美子議員、桑田典章議員と私助木達夫でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

発議第18号

環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉参加に関する意見書（案）

政府は、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉へ参加し、12月7日から行われた閣僚会合により、年内交渉合意に向け協議を進めていた。

TPP協定への参加は、アジア太平洋地域の成長を我が国に取り込み、日本経済を活性化するための原動力になるものと期待されており、関税が原則撤廃されることにより輸出が拡大するなど、国際競争力の強化の維持に寄与するものと考えられているが、TPP協定は関税の撤廃を原則としていることから、農林水産業を初め、医療、金融、保険、さらには雇用など、国民生活のあらゆる分野に大きな影響を及ぼすことが懸念されている。

特に、農林水産業については、安価な農産物が大量に輸入され、壊滅的な打撃を受けるとともに、地域経済にも深刻な影響を及ぼす恐れがある。

また、国民の間には、国民皆保険制度が損なわれるのではないか、食の安全・安心が脅かされるのではないかといった不安の声も存在する。

よって、国におかれては、TPP協定交渉を進めるに当たって、次の事項について適切に対応されるよう強く要望する。

- 1 平成25年3月13日の自民党の「TPP対策に関する決議」及び4月に衆参議院農林水産委員会で採択された「TPP協定交渉参加に関する決議」を遵守すること。
- 2 TPP協定が国民生活や地方の経済活動に与える影響、関係国との交渉の状況等について国民に対し十分な情報提供と明確な説明を行うこと。
- 3 TPP協定への参加については、国民的議論を踏まえ、国益の向上、地域経済の活性化という視点から総合的な検討を行い、広く国民的な合意形成を得た上で慎重に判断すること。
- 4 交渉の結果、国益が十分確保できないと判断した場合、TPP交渉からの撤退を含め、国民の意向をよく酌んで、慎重な対応をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年（2013年）12月19日

三 次 市 議 会

以上でございます。全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 討論なしと認めます。

これより発議第18号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 御異議なしと認めます。

よって発議第18号環太平洋パートナーシップ(T P P)協定交渉参加に関する意見書(案)は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 発議第19号 軽減税率適用等消費増税に向けた生活支援策に関する意見書(案)

○議長(沖原賢治君) 日程第13、発議第19号軽減税率適用等消費増税に向けた生活支援策に関する意見書(案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(25番 助木達夫君、挙手して発言を求め)

○議長(沖原賢治君) 助木議員。

[25番 助木達夫君 登壇]

○25番(助木達夫君) ただいま御上程となりました発議第19号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、平岡誠議員、林千祐議員、國岡富郎議員、福岡誠志議員、亀井源吉議員、須山敏夫議員、山村恵美子議員、桑田典章議員と私助木達夫でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

発議第19号

軽減税率適用等消費増税に向けた生活支援策に関する意見書(案)

政府は2014年4月に消費税率を8パーセントに引き上げることを閣議決定した。2015年秋には10パーセントへの引き上げも検討されている。国の借金総額は1,000兆円を突破。高齢化の進展で社会福祉にかかる財政支出は増加の一途をたどり、財政収支のアンバランスは拡大しつつある。

その対策として打ち出された消費増税は、広く薄く国民に負担を求める一方、逆進性も強く低所得者には負担がより重くのしかかってくる。欧州諸国では、こうした負担感を軽くし、国民の生活を守るため、基礎的食料品や水道水、医薬品、さらに新聞や書籍などには、軽減税率

の導入が一般化している。いずれも国民が健康で文化的な暮らしを営む上で、欠かせない生活必需品と位置付けられているからである。

我が国においても国民生活を守り、活字文化に悪影響を及ぼさないため、米、みそ、しょう油などの基礎的食料品とともに、新聞、書籍、雑誌などの知的財産には、きめ細かな軽減税率の検討がなされるべきだと思われる。

よって、次の事項の実現を要望する。

- 1 消費税に際しては、基礎的食料品などとともに、新聞、書籍といった知的財産にも軽減税率を適用するなど、きめ細かな生活支援策を講じること。
- 2 導入に際しては、事務等が複雑にならないよう分かり易い軽減対策とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年（2013年）12月19日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。  
討論を願います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。  
これより発議第19号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。  
よって発議第19号軽減税率適用等消費増税に向けた生活支援策に関する意見書（案）は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 発議第20号 「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第14、発議第20号「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（21番 平岡 誠君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 平岡議員。

〔21番 平岡 誠君 登壇〕

○21番（平岡 誠君） おはようございます。

ただいま御上程となりました発議第20号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、須山敏夫議員、保実治議員と私平岡誠でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

#### 発議第20号

##### 「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書（案）

安倍内閣と与党は、国民の知る権利や言論の自由などに対する重大な侵害となる「特定秘密の保護に関する法律」（以下「特定秘密保護法」という）を、多くの国民の反対や慎重審議を求める声を無視して、議会制民主主義を踏みにじり、数の力によって強行成立させた。

この法律は、「我が国の安全保障に関する事項のうち、特に秘匿することが必要である」事項で、「防衛」「外交」、さらに「特定有害活動の防止」「テロ活動の防止」について、「特定秘密」に指定するとしている。

しかし、何が秘密に指定されたのかは国民には知らされず、「特定有害活動の防止」「テロ活動の防止」を理由にすれば、広範な情報を秘密にすることができ、政府にとって都合の悪い情報を国民の目から隠すことが可能になる。

さらに、秘密の範囲が政府の裁量でどこまでも広げられる可能性があり、報道機関の取材活動や、国民の情報公開を求める取り組みも、「特定秘密」に抵触する事案と判断されれば、すべてが秘密とされ、秘密を洩らした人、秘密を知ろうとした人に、最高で10年の懲役を科すとしている。

また、国会議員も処罰の対象とされており、「国権の最高機関」である国会の国政調査権、議員の質問権を乱暴に侵害するものである。

法律は秘密の期間を5年としているが、何回でも更新・延長ができ、内閣の承認があれば30年を超えて60年とすることも可能であり、今日の情報公開の流れに逆行している。

さらに、秘密を取り扱う人を対象にした「適正評価」という調査は、本人だけでなく、家族や親、兄弟姉妹、同居人なども対象とされ、思想信条の自由やプライバシー権を否定する、人権侵害そのものの調査である。

「特定秘密保護法」の目的は、国民の目と耳、口をふさぐことにあり、憲法改悪の先取りにほかならない。

このように、「特定秘密保護法」は、国民主権、基本的人権、平和主義という日本国憲法の基本原理を、根底から覆す極めて危険な憲法違反の法律であり、「第三者機関」なるものをつくっても、法律の危険性は何ら変わるものではない。

よって三次市議会は、国民の知る権利、表現の自由を守る立場から、「特定秘密の保護に関

する法律」の廃止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年（2013年）12月19日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論を交互にお願いをいたします。

まず、反対の討論を許します。

（22番 小田伸次君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 小田議員。

○22番（小田伸次君） 私は、この「特定秘密保護に関する法律」の廃止を求める意見書に対して、反対の立場で討論を行わさせていただきたいというふうに思います。

先般の国会でこの法律は成立いたしましたけれども、確かに言われているとおり、今回の成立につけてのプロセスについてはいささか強引なところもあったかとも思います。と同時に、曖昧な表現等々もたくさんあり、報道に対してのもの、言論の自由に対してのもの、芸術文化の表現に対してのものとか、いろんなことがありますけれども、確かに説明不足の感は否めないとはいえますけれども、国家としての秘密というものも、これは必要なものだというふうにも思います。

日本はスパイ天国と言われるようにも評価されとることでありまして、これは国家として、このグローバル社会の中で、日本国が今後どのように進んでいくかということについて、この秘密というものは大切なものかというふうにも思います。

この施行までには1年間というものがございまして、その間にしっかりと説明責任を国のほうとしては果たしていただきたいというふうに思うものではあります。この運用に対しては慎重なるものをお願いしたいと思っておりますけれども、この法案を廃止を求めるという意見書に対しては、私は反対とさせていただきたいと思っております。

○議長（沖原賢治君） 次に、賛成の討論を許します。

（10番 保実 治君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 保実議員。

○10番（保実 治君） 私は、発議第20号「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書（案）に対しまして、賛成の立場で討論に参加をさせていただきます。

同法律については、国民の80%以上が反対であり、法曹界から憲法違反の疑いが指摘され、

日本国憲法の基本原理である国民の知る権利、言論、表現の自由を制約し、脅かすものになりかねません。与党内からも、国民の知る権利を著しく制約することへの懸念が示されています。ある報道機関によりますと、法案を理解できていない人が7割強だった。強行採決をするなら、その正義を国民にしっかり説明するべきであろうと報道しております。

根本的な問題は、官僚主導がさらに深刻化することにあります。本来、マスコミと政治家と官僚は、三者が緊張感を持った三つどもえの関係でなくてはなりません。アメリカのように政治家がリードしている国でさえ、国家のためと言われると、政治家も情報統制に口出しができないと言われております。いまだ官僚が政治行政をリードしている我が国において、この法律が施行されれば、官僚は全権を握り、強制的に国民を支配する全体主義国家になるおそれすらあります。

大臣が特定秘密を指定するとありますが、現実的に不可能であります。結局、全て官僚がリストをつくり、大臣は追認するだけになります。それにより、次々と特定秘密が指定され、それを入手しようとする罰せられるということにもなりかねません。最終的に、警察、検察国家になる危険性さえあります。

12月8日、9日両日の全国世論調査では、この法律に不安を感じるとの回答は70.8%、不安を感じないは22.3%であります。国民の知る権利侵害への懸念が根強い現状のあらわれであります。

強行採決の姿勢に対し、適切と答えたのは国民の25.1%にとどまり、適切だと思わないは68.5%であります。国権の最高機関の決定であるとして、無関心を装う地方議員もいるようですが、日本国民である以上、無関心でも無関係ではられません。よって基本的人権、国民主権という日本国憲法の基本原則と根本的に矛盾する特定秘密保護法案に反対し、「特定秘密の保護に関する法律の廃止」を求める意見書（案）に対し、賛成の討論といたします。終わります。

○議長（沖原賢治君） ほかに討論ありますか。

（24番 久保井昭則君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 久保井議員。

○24番（久保井昭則君） ただいま上程されました発議第20号「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書（案）について、反対の立場で述べさせていただきます。

まず、今回の特定秘密保護法についてでございますが、この法律は、国民の安全や国益を守るために情報の漏えいを防ぎ、国内外から情報を入手し、政府の安全保障や外交政策に役立てることを目的としております。そのために、安全保障にかかわる機密情報を漏らした公務員らへの罰則が強化されているものでございます。国の情報は国民のもので、全部国民の前にオープンにすべきではないかという意見がありますが、防衛、外交に関する機密、例えば大量破壊兵器や国際テロ活動、兵器の性能、外交の暗号などを指しますが、それらを取り扱う公務員によって安易に漏えいされるようでは日本の国はもちません。他方で、国民の知る権利の保護も大切でございます。よって国家秘密の保護と国民の知る権利のバランスが当然必要となるわけ

でございます。

なぜ、今特定秘密保護法をつくる必要があるかということについては、北朝鮮による核弾道ミサイルの開発、中国による一方的な防空識別権の設置など、日本の安全保障環境が以前にも増して厳しさを増しています。欧米各国と緊密に連携し、重要な情報の入手に努めなければならない。しかし、残念なことに、秘密保護に対する日本と欧米との法制上の格差が極めて大きいわけでございます。そのために、秘密を漏えいした公務員らの処罰を重くしないと、諸外国からの情報が入手できないのも事実でございます。日本の情報保護に対する信頼性を高める必要があるわけでございます。秘密保護に関する日本と欧米の法制上の格差は、秘密の漏えい罪に対する罰則、アメリカでは死刑、無期、有期刑、イギリスでは3年以上、10年以下の自由刑、フランスでは15年以下の自由刑、これに対し、日本の国家公務員法では1年以下の懲役または50万円以下の罰金にすぎないのでございます。

また、原発事故情報や放射能汚染情報は対象にならず、特定秘密に指定される状況は、安全保障に関する情報のうちの防衛、外交、スパイ活動、テロ防止の4分野に限定をされるわけでございます。特定秘密保護法は、集団的自衛権の行使を容認し、海外での戦争を可能にする法案だという意見もございませぬ。現に、国会を囲んでのデモ隊の皆さんからも、戦争反対、集団的自衛権の行使容認との声も聞かれております。一部のマスコミや政党からも、そういった論調が聞かれております。私どもは、戦争や集団的自衛権の行使の容認には反対をしております。しかし、この法律のどこをとってもそういった条文はございませぬ。では、条文上の根拠がないにもかかわらず、なぜこんな論調になるのか、私なりに判断をいたしますと、安倍総理は右翼でございませぬと。憲法9条を改正し、海外で武力行使ができる国にしたいともくろんでいる。そのために集団的自衛権行使を容認する解釈、会見をする。その一環として、集団的自衛権行使容認に反対の内閣法制局長を更迭した。そして、国民の知る権利、報道の自由を制限するために特定秘密保護法をつくったということでございます。

大新聞や政党が特定秘密保護法案イコール戦争法案と位置づけるのであるならば、国民にその根拠をきちんと示す必要があるわけでございます。法律上の根拠も何も示さないで、特定秘密保護法が成立したら戦争になる。集団的自衛権の行使容認、治安維持法再来、思想や言論統制がされる、戦前戦中の暗い社会になると、いたずらに国民の不安をあおり、国民世論を誘導する手法は果たして正しいのかどうか疑問に思うわけでございます。

この法律は、治安維持法とは違います。治安維持法は国対や私有財産の否定を目的とする結社や運動を取り締まるために制定された法律でございます。この法律によって、共産主義運動のみならず、政府の政策を批判する多くの宗教団体、自由主義運動が弾圧されたことは十分に認識しております。しかし、残念なことに、特定秘密保護法は治安維持法の再来だと叫ぶ人からは、なぜそう言うのか、条文上の根拠を聞いたことがありません。

この法律が成立いたしますと、国民が自由に物を言えず、暗い監視社会になるという全く根拠がなく誤解でございます。治安維持法では、全ての国民の思想信条、行動を取り締まる対象にしておりましたが、この法律の対象者は、特定秘密の取扱者である公務員であって、一般国

民ではございません。また、新聞などでは、この法律ができれば、私たち一般国民も処罰されると言っておりますが、そういったことは絶対ございません。この法律では、極めて例外的な場合を除き、特定秘密を取り扱う公務員以外の一般国民が処罰の対象になるわけではございません。公務員以外の一般国民が処罰されるのは、外国の利益等を図る目的、暴行や窃盗等により特定秘密を取得する。また、その際、その情報が特定秘密であることを認識していることの要件が必要でございます。スパイならいざ知らず、普通に生活している国民にとって、この要件は該当するわけではございません。

したがって、12月の大手の新聞ですが、民間人が原発や基地の情報を探ろうとしただけでも処罰される可能性があるとの指摘は全くの論外でございます。諜報や調査、扇動した民間人も処罰されることがあるかとの疑問については、国家の安全や国民の生命、身体にかかわる特定秘密の漏えい防止を確かなものにするためには、特定秘密を漏えいしようとする働きかけの行為も禁止する必要はあるわけではございます。その働きかけの方法として、共謀、教唆、扇動が禁止されております。法律用語の解釈をしますと、扇動とは、不特定または多数人に犯罪を実行させる決意を生じさせ、または既に生じている犯罪実行の決意を上昇させるような勢いのある刺激を与えることといたします。例えば、市民団体の会合で秘密を明らかにしようと呼びかけ、国の機関の前で拡声器を使って訴えても、これは秘密を明らかにしようと呼びかける程度では、犯罪を実行する決意をさせたり、既に生じている犯罪実行の決意を上昇させるとは言えません。

また、ある新聞では、特定秘密保護法案は、特定秘密を暴こうと話し合う共謀、教えてほしいと持ちかける教唆、明らかにしようと呼びかける扇動も5年以下の懲役と規定している。つまり、市民が秘密を知ろうとしただけで処罰される可能性があることだと大手の新聞には書いてありますが、この法律における共謀とは、2人以上の者が漏えい等の実行を具体的に計画し合議することではございます。単に、暴こうと話し合った程度では共謀に当たりません。教唆とは、犯罪を実行させる目的を持って、他人に対して具体的な犯罪の実行を決意させることを言います。単に教えてほしいと持ちかける程度では、教唆には当たりません。扇動はさっき説明したとおりでございます。

特定秘密保護法で、共謀、教唆、扇動が処罰されることで、国民の権利が不当に制限されることがないか不安に思われますが、しかしこれは、今の国家公務員法や自衛隊法と同じで、特定秘密保護法で新たに処罰の対象になるものではありません。この法律の作成に当たって、国民の知る権利や報道の自由、取材の自由という部分が最も大きな論点でございました。国民の知る権利やそれに資する報道の自由、取材の自由は、民主主義の大前提でございます。当初の政府案では、この法律の適用に当たっては、報道の自由に十分に配慮するという、いわゆる配慮規定が1本あっただけでございました。しかし、これだけでは取材の自由はあるのかないのか、国民の知る権利との関係については全くわかりません。そこで、国民の知る権利の保障に資する報道または取材の自由に十分配慮しなければならないと修正しております。これによって、報道の自由とともに取材の自由も保障され、そのいずれの自由も国民の知る権利の保障に資する大切な基本的人権であることでございます。

また、第2項を申請し、出版または報道の業務に従事する者の取材行為については、これを正当な業務による行為とするものとしております。このことによって、報道機関の取材や報道の自由は十分担保され、その結果、国民の知る権利もしっかりと保障されているわけでございます。

政府が、恣意的に秘密指定を拡大し、都合の悪い情報を国民から隠してしまうのではないかという懸念については、この法律が政府の情報隠しに使われたのでは、国民の知る権利が侵害されます。そこで、具体的な4つの関所を設けて、恣意的な情報隠しを防止しております。まず、政府が自分勝手に何でも自由に秘密特定することはできません。政府が秘密特定できるのは、さきに述べた4項目、またこの4項目について、さらに別表を設け、各項目ごとに絞り込みをしております。

(「法案の説明はやめてください」と呼ぶ者あり)

次に、情報保全会議の設置……

(「もう説明はいいよ」と呼ぶ者あり)

もうちょっと言わせて。

また、情報保全管理……

(「法律の説明せえ言よるんじゃないが」と呼ぶ者あり)

だから、以上のことで、この法案は、参議院での強行採決、もっとしっかり審議しなさいとの御指摘もあろうと思いますが、この法案そのものは何の問題もないと考え、反対とさせていただきます。

(「審議せんのが問題じゃ」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) ほかに討論ありますか。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 須山議員。

○2番(須山敏夫君) 私も、発議第20号に対して賛成の討論を行います。

今、反対討論の中でのる法案の説明なり解説をされました。それほど、この法律が国民にとってわかりやすく、あるいは懸念されている法律をみずからが暴露しているというふうには言わざるを得ません。

先ほどの反対討論にありましたけれども、この法律で処罰される対象は公務員と言われましたけれども、一般の民間人、あるいはマスコミ、報道機関、そういった国民に広くこの法律が及ぶことは、これまでの国会審議の中で何回も明らかにされ、政府の答弁も、これに対して明確に答えることができておりません。

それから、北朝鮮とか中国等の脅威も言われます。確かにそうした軍事的な脅威を感じることもありますけれども、しかしだからといって、この法をつくる根拠にはならない。世界は今、平和の流れ、対話によって外交努力によって、こうした危険を回避する方向に今進んでおります。まさにこの法律がそういう目的を持ってつくられたとするならば、まさに本末転倒と言わなければなりません。

また、デモ隊だとかそういったものがテロ行為に匹敵するのではないかというようなことは、政府・与党のナンバーツーと言われている石破幹事長が何度も公言をされておることを見ても明らかであります。

こうした一般の人たちが、表現の自由、言論の自由を求めてこうした法律に反対することは、極めて当然でありますし、四十数万件にも及ぶという年間のこうした秘密にかかわる事案が、行政機関の長が一々チェックすることもなく、大臣がこれに目に触れることもほとんどないと言われております。このような法律が国民生活にとって全く言論の自由、あるいは基本的人権を踏みにじるもの以外の何物でもない。こうした法律は速やかに廃止されるべきであることを強く申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（沖原賢治君） ほかに討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） これをもって討論を終わります。

本案は、反対討論がありましたので、起立により採決をいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖原賢治君） 起立少数であります。

よって発議第20号「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書（案）は否決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 閉会中継続審査申出事件2件

（総務常任委員会）

陳情第4号 公契約条例制定を求めることについて

（教育民生常任委員会）

陳情第2号 公的年金2.5%の削減に反対する意見書の提出について

○議長（沖原賢治君） 日程第15、委員会における閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

総務常任委員長から、目下委員会において審査中の陳情第4号公契約条例制定を求めることについては、内容について引き続き調査研究する必要があるため、また教育民生常任委員長から、目下委員会において審査中の陳情第2号公的年金2.5%の削減に反対する意見書の提出については、内容について引き続き調査研究する必要があるため、それぞれ継続審査としたい旨、会議規則第109条の規定により申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査にすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 異議なしと認めます。

よって総務常任委員長及び教育民生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に

付することに決しました。

以上で今期定例会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これによって平成25年12月三次市議会定例会を閉会をしたいと思います。

14日間にわたる御審議、大変御苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

——閉会 午前11時52分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成25年12月19日

三次市議会議長 沖原賢治

会議録署名議員 林千祐

会議録署名議員 久保井昭則